バーチャル YouTuber として活動する者に対する名誉感情侵害を認めた事例

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 8 月 31 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 10340 号
【事 件 名】 発信者情報開示請求事件
【裁 判 結 果】 認容（確定）
【参 照 法 令】 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和 3 年法律第 27 号による改正前）4 条 1 項
【掲 載 誌】 判タ 1501 号 202 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25593772

静岡大学准教授 **原田伸一朗**

事実の概要

バーチャル YouTuber（VTuber）として、VTuber ネームおよびアバターを使用して、YouTube に動画を投稿するなどの活動をする原告が、インターネット掲示板に投稿された「仕方ねぇよバカ女なんだから　母親がいないせいで精神が未熟なんだろ」との記事により名誉感情が侵害されたなどと主張して、当該投稿に係る特定電気通信役務提供者である被告に対し、令和 3 年法律第 27 号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）4 条 1 項に基づき、発信者情報の開示を請求した。

判決の要旨

1　権利侵害の明白性

「原告は、A［引用者注：バーチャル YouTuber プロダクション］に所属し、動画配信サイトにおける配信活動等を行っている者である。原告は、配信活動等を行うに当たっては、原告の氏名（本名）を明らかにせず、『B』の名称を用い、かつ、原告自身の容姿を明らかにせずに架空のキャラクターのアバターを使用して、YouTube に動画を投稿したり、ツイッターにツイートしたりしている。そして、『B』であるとする架空のキャラクターを使用し、B につき、○○○○団の○長であるなどのキャラクターを設定しているものの、『B』の言動は、原告自身の個性を活かし、原告の体験や経験をも反映したものになっており、原告が『B』という名称で表現行為を行っているといえる実態にある」。

「本件投稿がされたスレッドのタイトルは、『【バーチャル YouTuber】B ＃ 95【A】』であり」、「同スレッドは、B についての話題を投稿するために設けられたものである」。そして、本件投稿がされた経緯をも踏まえれば、「本件投稿は、『B』の名称で活動する者に向けられたものであると認められる」。

「本件投稿の内容は、『仕方ねぇよバカ女なんだから　母親がいないせいで精神が未熟なんだろ』というものであるところ」、「『仕方ねぇよ』という表現にとどまれば、被告が主張するように不満・愚痴という程度のものにすぎないといえるとしても、本件投稿の内容は、およそ不満・愚痴にとどまるものではなく、『B』の名称で活動する者を一方的に侮辱する内容にほかならない。そして、『バカ女』『精神が未熟』というように分断して捉えるのではなく、本件投稿の内容を一体として捉えつつ、その表現が見下すようなものになっていることや、成育環境に問題があるかのような指摘までしていることをも踏まえれば、特段の事情のない限り、本件投稿による侮辱は、社会通念上許される限度を超えるものであると認められる」。

「『B』としての言動に対する侮辱の矛先が、表面的には『B』に向けられたものであったとしても、原告は、『B』の名称を用いて、アバター

の表象をいわば衣装のようにまとって、動画配信などの活動を行っているといえること、本件投稿は『B』の名称で活動する者に向けられたものであると認められることからすれば、本件投稿による侮辱により名誉感情を侵害されたのは原告であり」、「当該侮辱は社会通念上許される限度を超えるものであると認められるから、これにより、原告の人格的利益が侵害されたというべきである。そして、法［引用者注：プロバイダ責任制限法］4条1項1号の『権利』には、民法709条所定の法律上保護される利益も含まれるから、特定電気通信を用いて本件投稿が流通したことにより、原告の権利が侵害されたことは明らかである」。

2　開示を受けるべき正当な理由について

「原告は、本件記事の発信者に対し不法行為に基づく損害賠償請求をするために被告が保有する本件情報の開示を受ける必要があると認められるから、その開示を受けるべき正当な理由がある」。

判例の解説

一　本件の背景および位置づけ

本件は、いわゆる「バーチャルYouTuber」（VTuberとも）に対する誹謗中傷が、本人の人格的利益を侵害するものであるか否かが争われた事例である。

バーチャルYouTuber（VTuber）とは、生身の人間の姿ではなくCGアバターの姿を通して、主にインターネット上で動画投稿・ライブ配信などの活動をおこなう者をいう。見た目はアニメのキャラクター風であるが、モーションキャプチャー、フェイストラッキング等の技術により、人の実際の動きや表情をCGアバターの表象に反映させている点が特徴である。アバターの背後にいる操作者・演者は、俗に「中の人」と呼ばれ、本件の原告もそれに当たる。

近年、VTuberの人気が高まる一方、VTuberに対する誹謗中傷（名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫など）が深刻な問題となっている。VTuberのサポート・マネジメントをおこなうVTuber（バーチャルタレント）事務所も、法務を含む誹謗中傷への対応の強化を図っているところであり、本件も、まさにその喫緊の問題を扱うものとして、実務上の意義が大きい。

なお、本件同様に、VTuberとして活動する者に対する名誉感情侵害を認め、発信者情報開示請求を認容した事例として東京地判令3・4・26（公刊物未登載、LEX/DB25589610）、名誉毀損をも認めた事例として東京地判令3・12・17（公刊物未登載、LEX/DB25602504）がある。また、VTuberとして活動する者の本名・年齢・顔写真の公開をプライバシー侵害と認め、発信者情報開示請求を認容した事例として東京地判令2・12・22（公刊物未登載、LEX/DB25587058）、東京地判令3・6・8（公刊物未登載、LEX/DB25601016）がある。

他に、現時点で判決文は未公表であるが、VTuberに対する誹謗中傷裁判として、一般紙（朝日新聞、読売新聞）の報道等を通して耳目を集めた事件としては、東京地判令4・3・28（公刊物未登載）がある。本件は、それに続く裁判例として一般紙でも報道され、VTuber裁判としては初めて判例雑誌に収録された事件である。

なお、匿名・仮名のアカウント・ハンドルネームを用いてインターネット上で活動する者に対する名誉権侵害・名誉感情侵害等の成否が争われた事例はかねてから存在する[1)]。本件は、本名や実際の容姿を明らかにしないという点ではそれらと共通するものの、アバターという「身体的同期」を伴う表象を用いる活動者に対して、権利侵害が帰属するのか否かが論点となっていることが特徴である。

二　侵害帰属についての判断

ここで「侵害帰属」とは、VTuberに対する誹謗中傷を、アバターの背後にいる「中の人」に対する侵害と認定することができるか否かという論点を指す。侵害が「中の人」の人格にまで及んでいると解することができれば、「中の人」の人格権を以て対抗できる。一方、侵害があくまでCGアバターとして表象されるキャラクターに向けられたもので、「中の人」の人格には及んでいないとすれば、それはあくまでキャラクターの価値（評判、イメージなど）を損ない得るにとどまる。比喩的にいえば、誹謗中傷等の攻撃が、キャラクターを“貫通”して、「中の人」にまで届いているかどうかという問題である。これは、現今VTuberに対する誹謗中傷を論じる上で、最重要の論点に位置づけられよう[2)]。

本判決の判断構造において典型的であるが、ま

ず誹謗中傷を含む投稿が VTuber の「中の人」たる原告に向けられたものであることを認定し、その上で、具体的な投稿内容が原告の人格的利益を侵害するものであるか否か、すなわち名誉感情侵害においては、社会通念上許される限度を超えるものであるか否かを判断するという手順が取られている。同種の先行例（前掲東京地判令3・6・8、東京地判令3・9・8（公刊物未登載、LEX/DB25601713））においては、結論として名誉感情侵害を否定する場合は、そもそも誹謗中傷が「中の人」たる原告に対するものか、キャラクターに対するものかを必ずしも判断せず、いずれにしても投稿内容自体が名誉感情侵害には当たらないものとして侵害の成立を否定する例もあった。その点、本判決は、投稿が VTuber の「中の人」たる原告に向けられたものであることを認定した上で、その内容が侵害といえるものであるか否かを判断するというプロセスが明確になっている。

なお、先行例（前掲東京地判令3・4・26）においては、VTuber の活動が、単なる CG キャラクターではなく、原告の人格を反映したものであることが認められる要素として、「動画配信における音声が原告の肉声であること」「CG キャラクターの動きがモーションキャプチャーによる原告の動きを反映したものであること」「動画配信や SNS 上での発信が、キャラクターとしての設定を踏まえた架空の内容ではなく、キャラクターを演じている人間の現実の生活における出来事等を内容とするものであること」等が考慮されていた。本判決においても、その趣旨は踏襲されており、VTuber「B」には、キャラクターとしての架空の設定があるものの、その「言動は、原告自身の個性を活かし、原告の体験や経験をも反映したものになって」いるとして、特にインターネット上で発信する話題に関して、「中の人」の個性を表出して活動している実態が認定されている。さらに、原告が「アバターの表象をいわば衣装のようにまとって」活動しているものと比喩的に表現して、「中の人」たる原告に対する侵害帰属を認めていることは本判決の特徴といえよう[3)]。

三　名誉感情侵害に当たる投稿内容

本件投稿が VTuber の「中の人」たる原告に向けられたものであることを認定した上で、次に論点となるのが、当該投稿内容が原告の人格的利益（本件では名誉感情）の侵害に当たるか否かである。なお、これは VTuber 固有の論点ではないが、本判決は、先行する VTuber 裁判例をも踏まえた判断がなされている点が注目される。

すなわち、先行例（前掲東京地判令3・4・26）においては、VTuber に対し、その「中の人」たる原告の生育環境と結びつけて批判するインターネット掲示板への投稿を、原告に対する名誉感情侵害と認めている。当該「生育環境」は、原告（中の人）の実際のものであって、キャラクターのもの（架空の設定）ではないと裁判所はわざわざ認定した上で、「あえて生育環境と結びつけてまで原告を批判する本件各投稿は、単なるマナー違反等を批判する内容とは異なり、社会通念上許される限度を超えて原告を侮辱するものとして、その名誉感情を侵害することが明らかというべきである」としている。一方、別の先行例（前掲東京地判令3･6･8）においては、VTuber に対する「慢心」「成金」「品がない」といったインターネット掲示板への投稿を、「中の人」たる「原告個人の具体的なエピソードや家庭環境などをもとに人格攻撃しているものとも解されない」として、名誉感情侵害を否定している。

本判決においても、「仕方ねぇよバカ女なんだから　母親がいないせいで精神が未熟なんだろ」との投稿につき、その侮辱の程度を、個々のワードに着目するのみならず、投稿内容を一体として捉えて丁寧に認定しつつ、原告の成育環境に批判的に言及している点を違法評価を高める要素と位置づけている。VTuber の「中の人」の生育環境・家庭環境に批判的に言及していることが、「社会通念上許される限度を超える」ものと判断する一つの要素となっていることが一連の裁判を通じてうかがえる。

なお、本件投稿内容が名誉感情侵害に当たることを是認した本判決自体は妥当なものであるが、VTuber に対してなされる批判的・攻撃的なインターネット上の書き込み･発信を､おしなべて「誹謗中傷」「権利侵害」と捉えることができるかどうかについては、一定の留保も必要である。なぜなら、VTuber がおこなう YouTube 等でのライブ配信においては､ファン（リスナー）が「チャット」などの機能を用いて意見や感想を書き込み、それに対して配信者が当意即妙にレスポンスするという形で､配信者とリスナーから成る一種の「コミュ

ニティ」が成立している。そこにおいては、独特の「ネタ」的な言葉の応酬もしばしば見られ、いわゆる「いじり」「からかい」と、「誹謗中傷」との境界が曖昧になりがちという特徴がある。あえて悪口や皮肉を言い合うこうした独特のコミュニケーションスタイルは、配信者とリスナーとの絆を深め、コミュニティを強化するという面がある。一方で、どこまで「ネタ」として許容されるかは必ずしも明確でなく、ときに「ライン超え」と呼ばれる、配信者本人が真に傷つく事態を招くおそれもある。そうした事情は、必ずしも VTuber のみに見られるわけではないが、VTuber に対する誹謗中傷が横行し、深刻化する一つの背景としても考えられる。

四　VTuber の多様性

筆者は別途論文（注３）所掲）等において、「パーソン型」「キャラクター型」という VTuber の分類軸を提起した。「パーソン型 VTuber」とは、あくまで生身の人間がキャラクター・アバターの表象（「ガワ」とも呼ばれる）をまとって／借りて動画配信等をおこなっているというタイプであり、「中の人」の人格がそのまま表出されている程度が高い。このタイプの VTuber に対して誹謗中傷がなされると、「中の人」にダイレクトに侵害が帰属しやすい。一方、「キャラクター型 VTuber」とは、キャラクターこそが VTuber の本体であって、生身の人間がその背後にいてキャラクターを操作しているわけではない（「中の人」はいない）という設定を遵守するタイプである。「中の人」はあくまでキャラクターを「演じる」という要素が強く、自らの人格から相対的に切り離されている分、VTuber に対して誹謗中傷がなされても、「中の人」には侵害が及びにくい。

なお、この分類軸は、「パーソン型」「キャラクター型」という用語法こそ判決文では見られないものの、VTuber の「中の人」たる原告側が自らを「パーソン型」である旨主張し、侵害を否定したい被告側が、相手方 VTuber が「キャラクター型」である旨を主張するという形で、しばしば裁判上の対抗軸ともなってきた。判例タイムズに掲載された本件の解説でも当該論文に言及されており、「パーソン型」「キャラクター型」の説明が引用され、「VTuber にも様々なバリエーションがあり得ること」が踏まえられている。

本件の VTuber は、架空のキャラクター設定はあるものの、特定の一人の「中の人」の個性が存分に表出された「パーソン型」であると比較的容易に認めやすい例であったといえる。一方、「キャラクター型」である旨を認定して侵害の成立を否定した例は見当たらず、「パーソン型」と「キャラクター型」の区別が侵害の成否の判断に直結するかは定かではない。

さらに今後、侵害帰属・同定可能性の認定がより困難な VTuber あるいはアバター技術の活用例が俎上に上る可能性もある。例えば、①複数の人が同一アバター・アカウントを使用していて、それが特定の人と（専属的・特権的に）結びつかない場合、②アバターの声・動作・デザインを分業しているなど、複数の人が一個の VTuber を成立させるのに関与していて、そのうちどの人について言及しているか特定できない場合、③人間と AI 等が融合し一個の VTuber として活動する場合などである。本判決を基礎に、そうした応用例についても理論を深化させていく必要があるだろう。

●――注

1）いわゆる「匿名アカウント」「ネット上の人格」論は、パソコン通信による名誉毀損が争われた国内初の裁判例であるニフティサーブ第 1 事件（東京地判平 9・5・26 判時 1610 号 22 頁、東京高判平 13・9・5 判時 1786 号 80 頁）を機に特に論点として浮上した。

2）なお、本件は名誉感情侵害の成否が争点となったが、名誉毀損訴訟においては、「同定可能性（特定可能性）」がもう一つ重要な論点となる。名誉すなわち社会的評価の低下が生じるといえるためには、「誰」の名誉が毀損されるか、一般閲覧者から（実在の）特定の人物と同定可能であることが要件とされる。

3）「アバターの表象を衣装のようにまとって活動している」との表現は、拙稿・原田伸一朗「バーチャル YouTuber の人格権・著作者人格権・実演家人格権」静岡大学情報学研究 26 巻（2021 年）等を参照しているものと思われる。筆者がアバターを「衣装」「ファッション」になぞらえた意図としては、それをまとうことで「着ぐるみ」のように別人・別キャラクターになりきるのとは異なり、あくまで本人の人格・個性が残存している、むしろ、それがアバターを通して表出されている旨を示すことにある。CG アバターとしての姿に、本人の人格が投影されている点については、原田伸一朗「バーチャル YouTuber の肖像権：CG アバターの『肖像』に対する権利」情報通信学会誌 39 巻 1 号（2021 年）も参照。